

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年9月29日（木）16:53～17:27
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | | |
|----|----|----|--------------------|
| 委員 | 鈴木 | 亘 | 学習院大学経済学部経済学科教授 |
| 委員 | 原 | 英史 | 株式会社政策工房代表取締役社長 |
| 委員 | 本間 | 正義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |

<関係省庁>

- | | | | |
|--|-----|----|-------------------------|
| | 山本 | 博之 | 東京都政策企画局調整部国家戦略特区推進担当部長 |
| | 奈良部 | 瑞枝 | 東京都福祉保健局総務部企画担当部長 |

<事務局>

- | | | | |
|--|----|----|-------------------|
| | 藤原 | 豊 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| | 坂井 | 潤子 | 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 待機児童対策
- 3 閉会

○藤原審議官 ワーキンググループを再開させていただきます。

東京都の皆さんにおいでいただいておりますが、東京都は新体制になられてから特区の文脈でもさまざまな形で知事に御登場いただいております。8月31日の区域会議、9月9日の諮問会議、さらにシンポジウムにも御参加いただいて、さまざまな御提案、御提言も頂戴しているわけですが、区域会議を共同でというお話もいただいて、区域会議自体は法律上の組織ではございますけれども、鈴木先生を中心とした新たな事務局の話なども議論をさせていただき、明日また公表させていただくような形になっております。こういった話に加えて、9月9日、諮問会議で主には待機児童の対策につきまして御提案を頂戴し、また、総理からもそういった女性の活躍のための規制改革をどんどん提案していただきたい、検討していただきたいといった指示も出ておまして、そのときに御提案いただいたさまざまな事項について、詳細を事務的にこのワーキンググループで、御解説、御説明いただければということでお願いをしております。

今日は、八田座長が急遽御欠席ということでございまして、原さんに座長代理をお願いしておりますので、お進めいただければと思います。よろしく願いいたします。

○原委員 では、よろしく願いいたします。

○山本部長 よろしく願いいたします。

こちらのペーパーで私のほうから概要だけ申し上げますと、8月31日に区域会議がありまして、その後、諮問会議がございましたけれども、急遽、知事のほうから、保育所、育児関係で規制改革提案を出すようにという指示がありまして、鈴木顧問においでいただきまして、こういった形になっております。

保育所のところでございますけれども、①のところは、要は、自治体の裁量権を拡大してくれという話で、まず、認証保育所の制度化のところが一番大きな肝になりますけれども、知事も空き家を活用してそういった小規模保育とかをいろいろなところで機動的に使えるようにするという御指示もありますので、そういった意味では、小規模保育の年齢制限の撤廃という話です。

②のところも、建築物の用途変更の話でございますけれども、有効採光率とありますが、大体建築基準法で床面積があって、5分の1、7分の1、10分の1というジャンルがありまして、住宅は床面積の7分の1になっております。保育所は5分の1という形になりますので、あとは10分の1というジャンルがあるのですけれども、窓を広くして光を採光することによって、そこは健康安全上留意するという政策目的だと思うのですが、そうになると、例えば、空き家を転用する場合に、保育所が5分の1という形になると、窓の面積が増えてしまう。そうになると、空き家からのスムーズな活用ができなくなるのではないかと、いった懸念もあって、そういったところを緩和という形で要望させていただいております。

税制のところは、既に国から出ておりますので、これはサポートという形になっております。

育児休業のところは、年齢の延長と給付金の支給期間の改正でございますけれども、特に3つ目は、緩和ではないのですが、法律上、既に不利益取扱防止規定があるのですけれども、やはりペナルティーがないので実効性が上がらない。「罰則等」とありますので、「等」のところは、まずはやらないところは公表するか、そういったところからかなと思っておりますけれども、そういった点と、育児休業制度の周知の義務化ですけれども、就業規則で育児休業ができるというところを書いていないところが間々ありますので、就業規則で書いていないと、普通の人は育児休業を取れないという誤解が生じるおそれもありますので、そこはしっかりと法律で義務化、規制緩和以外に、そういった規制改革的なところも、実効性を上げるためには非常に重要なところだと思っておりますので、御提案させていただいております。

○奈良部部長 東京都の福祉保健局の奈良部と申します。よろしく願いいたします。

所管局としまして、若干、現状を補足といいますか、御説明させていただきたいと思っております。まず、保育所の規制改革なのですが、認証保育所につきましては、平成13年から都

が独自に始めているのですが、新制度になったときに、若干でも国費が入るようになるかと期待して国に提案をしていたのですが、いまだに制度としては認められておりません。現在、都内の664施設で2万人余りのお子さんをお預かりしているのですが、都の認証と言いながら無認可保育という位置づけになってしまっていますので、これはぜひ国の制度の中で認めていただけるように取り計らっていただきたいと考えております。

小規模保育につきましては、基本的には、施設の規模とか、ある程度大きくなったお子さんはやはり同年代の子と遊んだほうが良いというものもあるので、2歳までというのも理由はあると思うのですが、3歳になった途端にほかの施設に移らなければいけないというのはかなり難しい状況もあります。その施設が気に入っているので、例えば、兄弟で下のお子さんと上のお子さんとを一緒に預かってほしいという利用者の方のニーズがある場合、また、3歳になって出なければいけないのだったら空きがあっても預けたくないというお話も若干聞きますので、利用者の方が安心して活用できるためには、年齢制限がある程度撤廃されているほうがよろしいかと思っております、そちらについても緩和を希望しております。

家庭的保育の調理につきましては、1人しか家庭的保育者がいない場合に、調理員を別に置くという規制になっております。

ただ、国の家庭的保育の制度が始まったのが平成12年なのですが、都は家庭的保育を「都ママ」と呼んでいるのですけれども、昭和35年から都の単独の制度でしてございまして、そちらですと、給食、食事の提供を必須にしておりません。親御さんが持ってきたお弁当を使うという場合があります。昭和35年以来特に問題なく運営しておりますので、食事提供を必須にしないで、お弁当でもいいという利用者の方がいれば、調理員を置かず柔軟な対応ができるように制度を緩和していただけないかと考えております。

○鈴木委員 家庭的保育というのは、保育ママのことです。保育ママで調理員を置くと、かなりすごいことを要求されているということですか。

○原委員 それは都で既に前からされていたのが、家庭的保育の制度ができたことによって、お弁当のところができなくなったのですか。

○奈良部部長 いえ、「都ママ」というのは別の制度になります。

○原委員 それはできるのですね。それは、家庭的保育に位置づけられると、何かお金が出るという仕組みですか。

○奈良部部長 今回の国の家庭的保育としては認められておりませんので、都と区市町村で支援はしておりますが、いわゆる国費は入っていないということでございます。

○原委員 わかりました。

○奈良部部長 あと、居宅訪問のベビーシッターの活用の弾力化で、これはちょっと要求を差上げたときと若干今は事情が変わってございまして、当初は公費が入る活用の形態は障害児など支援が特に必要な方とされていたのですが、現在は待機児童が多いこともあり、また、「その他」の部分で読み込みまして、区市町村が活用するのであれば、特段の

支援が必要ないお子さんでも活用できるようになっております。

一方で、ベビーシッターは1対1でしか保育できないことになっていきますので、せめて、例えば、お隣のお子さんも預かって1対2程度は認めていただけないかと。というのは、家庭的保育ですと1人で3人までお子さんを見ることができますので、1対1よりはもう少し緩和していただけると、高い費用を払ったときにも、2人を見られたほうが待機児童の解消にも資しますし、利用者等の負担も軽減されるので、そういう方向で検討していただければと考えております。

無認可保育所の質の確保につきましては、今、届出は義務づけられているのですが、なかなか強制力がなくて、行政として把握が難しいところもございますので、もう少し届出に強制力が働くような仕組みを導入していただきたい。

ただ、こちらは、そういうものを導入するのであれば、あわせて基準等を満たすように財政的な支援も行って質の向上も図っていく。そういう仕組みをつくっていただきたいということで要望しているところでございます。

2番目の採光、建築基準法につきましては、今、山本のほうで御説明したとおりでして、実際に大変待機児童が増えておりますので、保育所は早く開設したい。既存物件を活用しますと早いところだと、7カ月ぐらいで整備できるのですけれども、ただ、要件に合うものを探すとすると、ここはかなりハードルが高くなりますので、別に一般住宅以下にしろというわけではないので、適正な規模程度であれば認めていただけると、整備が促進されるかと考えております。

税制改正につきましては、国のほうで提案しているものですので、その後押しという形になっております。

育児休業につきましては、保育所の入所のタイミングを計りますと、結構延長される方が多い。延長する場合ですと、こちらに書いてあるのですが、保育所入所の不承諾、保育所に入れなかったのが延長していただきたいという手続をとらなければいけないことになっております。こうした手続が不要となるように、希望する場合には、2歳までとることが可能となるようにしていただきたいと考えております。

あわせて、安心して休暇が取れるように、給付金等も引き上げていただければと考えております。

休暇制度につきましては、アンケートなどを見ると、企業内で就業規則に定めているかわからないという、現状もありますので、例えば、就業規則を渡すだけではなくて、ちゃんと内容を教えていただけるような仕組みがあれば、より取りやすくなるかなとは考えております。

説明は、以上になります。

○原委員 3番目は、条例ではできないのですか。もちろん国でやれと言って提案するのはいいと思うのですけれども、先行して東京都だけやりますと言ったら、できそうな気がしなくもない。

○奈良部部長 ちょっと難しいと思います。

○山本部長 うちの条例をやっているところに、そこをちょっと相談してみればいいのではないのですか。

○原委員 そこは小池知事が頑張って、多少強引でもやられたらいいのではないのですか。

○山本部長 そこは法律論もあるので、うちの都庁の中でも条例担当のところにも意見を聞いて検討するというところで。

○奈良部部長 法的に可能かどうか検討してみます。

○原委員 わかりました。

鈴木先生。

○鈴木委員 若干補足させていただきます。補足というのも立場的に変なのですけれども、少しポイントだけ申させていただきますのですが、この分野はいろいろ細々としたものも全部挙げていけば、結構まだまだ改革可能であるということです。

この上のほうの提案の②番、建築基準法の緩和は、省をまたぐので、まさにここでやっていたくのにふさわしいテーマではないかと思うのですけれども、特に小規模保育とリンクしているのです。小規模保育をもうちょっと拡張しようという方向にあるわけですが、そうした場合には、やはり使える既存物件を活用したい。そうすると、何か細々とした規制が結構あるということで、この建築基準法は象徴的なものだと思います。

それから、先ほど言いましたように、ベビーシッターの緩和は、これは1対1というのはかなり厳しい基準なのではないかと思っております、しかもベビーシッターは結構高いのです。報酬が高いというか、単価を高く取っていますので、それなのに1対1でしか見ないということになりますと、結局、あまり使いたくないと自治体としては思っていますので、この辺は弾力的にすべきですし、先ほど言いましたように、保育ママに調理員を配置しなければいけないというのはちょっと過剰な規制なのではなかろうか、ほかとの整合性を考えても過剰なのではないかということです。

提案2のほうの③番、条例にということではありますけれども、ここでは割と規制緩和という話が多いわけですが、むしろ規制改革という意味で、結局、緩和したものを使うためにも、ある程度の義務化とか、罰則とか、あるいは、罰則までいかなくても、企業の名前の公開とか、そういうものでもいいと思うのですけれども、ある程度そういうものがないと、実質的に規制改革なりつくったものがなかなか活用されないという意味で、いいのではなかろうかと思えます。

無認可保育所の質の確保も似たような話でありまして、今、小規模保育の緩和とか、いろいろな緩和をするのですけれども、同時に、非常に批判が多いのは、緩和に対して質の確保はどうかというのは非常に批判があって、昨日でしたか、先日も待機児童が多い自治体が国に呼ばれて会議があったわけですが、そこでも、質の確保、質の確保という声が大きいわけでありまして、やはり無認可保育所の質の確保も、規制緩和ではなくて、むしろここは規制をきちんと改革する、設けるという考え方もあるのではないかというこ

とでございます。

○原委員 ありがとうございます。

ごめんなさい。1点だけ、ベビーシッターのところ、私の理解不足なのですが、これは国の制度で、国費が出る仕組みということですか。

○奈良部部長 公費が出ます。国と区市町村のほうで負担いたします。ただ、先ほど申し上げたような特定の要件を満たす場合にしか使えないということです。

○原委員 わかりました。

○鈴木委員 小規模保育ができたときに同時にできたのです。

○山本部長 こちらは配っていないのですか。

○奈良部部長 はい。

○山本部長 それでは、この一覧表を後で。

○原委員 すみませんでした。

それから、小規模保育の年齢制限のところ、これは鈴木先生も御存じのとおり、何度かこのワーキンググループでやっていて、そのときに必ず言われているのが、提案者側のほうからは、年齢制限があるが故に、むしろ、2歳までは預かれるけれども3歳まではだめだということになってしまうから、2歳までの部分についても小規模保育をつくることを自治体からとめられていますというケースがありますという話があります。一方で、この話を厚労省さんとする、必ずあちらが言ってこられるのが、いや、柔軟に自治体の判断でできるようになっているのですと言われるのですけれども、東京都さんで御覧になっていると、そこはどういう状態なのでしょう。

○奈良部部長 先ほど申し上げましたように、満3歳に達する日までということになっていまして、そうなりますとさすがに難しいので、3歳に達した翌年4月までは運用で預かっていてもいいことにはなっております。それまでは一定の給付ももらえるのですが、それ以降になりますと給付が減算されるということもありますし、原則はあくまでも2歳までですので、3歳以降は運用でやっているという状況になっております。

○原委員 法律の条文だけを見ると、一応3歳以上でも自治体の判断でできますよと書いてあって、厚労省の人はずっとそのことばかり説明されるのですけれども、そこは明確にお金が出ない仕組みになっているわけですね。

○奈良部部長 3歳以上になると減算される仕組みになります。

○原委員 そこはあまり言及が出なかったですね。

○鈴木委員 言わなかったですね。

○奈良部部長 ささまざまな条件がありまして、一律というわけでもないようなのですけれども、減算する仕組みにはなっていると。

○原委員 それから、ずっとこのワーキンググループで議論していますのは、小規模保育について、2歳まで預かった人が、その後、行き先がないからその子供だけは預かりますというだけでなく、最初から、1歳の子、2歳の子は定員何人です、3歳の子は何人

ですという定員を設定して、3、4、5歳まで預かるようにすることはできないのですか
ということを知ると、厚労省さんは、そこはまた曖昧なのですけれども、おおむね自治体
の判断でできますという答えをしているのですが、それはうそですか。

○奈良部部長 うそまでは申し上げませんが、我々としては、あくまでも、今いた方が
3歳に達して、それ以上でやむを得ない場合なら預かっていいよと読んでいるのですけれ
ども、そうなりますと、少なくとも3歳に達してから預かるということは、現行はなかな
か難しいと考えています。

○原委員 条文を見る限りでは、そこは必ずしもそこまで厳格ではなくて、2歳までの子
供がいなくていけない、それが基本の施設でなければいけないことは間違いのないだけれ
ども、3歳以上についても、自治体が必要性を認めればオーケーと、法律の条文上は少な
くとも見えたのですけれども、それは何か別の制約があるのでしょうか。何らかの指導が
国からされているなり。

○奈良部部長 やはり原則2歳までと言われているところを当初から3歳から入所する枠
を設けるというのは、難しいと思っはいるのですけれども。

○鈴木委員 これは大きな問題なのです。厚労省としても、15年3月のときに、3分の1
まで使えるようになるとか、朝夕のところもここで議論して、朝夕は2人ではなくて1人
でできるとしましたけれども、実際には使われませんので、朝夕はちょっとは使ってい
るのですかね。

○奈良部部長 使っているところもあるというぐらいだと思います。

○鈴木委員 ところもあるぐらいなのですね。

だから、せっかく緩和したものをどこまでやらせるか。厚労省としては、通知を出した
とか、いろいろと言ひわけはするのですけれども、結局は責任の所在なわけですから、
区市町村が責任を負わなければいけないということになったら、やはりやらないわけな
ので、通知を出した以上は、厚労省が責任を持って、それは安全とみなしたからやったのだ
とか、あるいは、国のほうでそういう保険をつくるとか、要するに、規制緩和を使わせる
ような策を別途何か考えない限りは、なかなか市町村にいくとそれが使えないという問題
が起きているということです。

○原委員 またちょっと違う見方をすると、区の側からすると、待機児童を解消するとい
う責任は別に彼らは負ってなくて、一方で、何か起こったときの責任は負わないといけ
ないから、安全サイドのほうにばかり振れるという。

○鈴木委員 まさにそういうことですね。だから、待機児童というのは、よそから移って
くる子もいるので、一種うちの区の間人ではないと考えている部分がどこかにあるのかも
しれないですね。今、既に認可保育所に入っているママたちは完全に区民なので、そちら
の面積が大きいほうがいいという声のほうが大きくなってしまいうというメカニズムもある
かもしれないですね。

○原委員 ちょっと今日のこの話から外れてしまうのですけれども、何かそこを解消する

ことを、東京都では是非やっていただきたいですね。

○鈴木委員 いろいろできることはやっているのですけれども、規制の改革という考えは、こことちょっと相談をさせていただきたいなという感じです。特に、厚労省で何か考えろというのは、ここを通して言うほうがいいと思います。オフレコですけれども、財政的に区市町村にちゃんと緩和措置を使ったりとか対策をしたら、いいことがあるよみたいなことは、今、考えようとしているというぐらいだと思います。

○原委員 ありがとうございます。

○藤原審議官 どうしますか。諮問会議でも御提案いただいて、そういった総理の指示もいただいていますので、今日のこの1枚紙は諮問会議と同じペーパーで御説明いただいているのですけれども、御説明の中身は、これをきちんと関係省庁に振って、回答を求めて進めていかないといけないと思います。税制の話、つまり、支援策は少し置いておきますが、それぞれ1の①だけでもいろいろとございますし、ベビーシッターの1対1はこの紙だけだとわからなかったりもしますので、恐縮ですが、ちょっと短冊にさせていただいて、できれば、すみません、うちもきちんとサポートして調べますが、何法のどこだということも含めて規制の概要のシートをつくっていただいて、それを区域会議からの提案ということで関係省庁にまいて、早急に回答を求めて進めていくという作業に入らなくてはならないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○山本部長 では、政策的な背景と、中身と、条文が絡むものは下に参考条文をくっつけるとか、そういったスタイルでと

○藤原審議官 通常の規制改革提案というものです。

○事務局 形式がありますので。

○山本部長 フォーマットを入れてくれれば、それに従ってやります。

○藤原審議官 それで関係省庁と早速議論をした上で、また刈り取って、ヒントがあればそこをつついていくという議論に入りたいと思います。

○鈴木委員 あと、実際にここで緩和策がいろいろできたのに使っていないという問題は、何か別途やりたいなと思いますので、それは東京都から何か要望を上げるのは差し障りもありそうなので、事実だけをちょっと出していただけませんか。例えば、朝夕の2人を1人にすると言っているのだけれども、使っているのは品川区しかないとか、事実があると、こっち発で議論ができると思います。

○藤原審議官 厚労省もそうですし、内閣府の子ども・子育て関係者もそうなのですが、例の3歳児の壁です。小池知事からもお話しいただいたものです。今度の諮問会議でもまた事業者の方から御提案いただくのですけれども、要するに、自治体の問題だから、法律上はできるのだの一辺倒です。

その趣旨が、要するに、通知を発出すれば終わりだという文化が浸透してしまっているので、この辺はちょっと自治体に相当声を高くしていただかないと、多分霞が関の文化は変わらないということを実感しております。

また、ちょっと気づいた点で申し上げますと、国と区のように、段階的な規制が幾つもある話は、まさに本当は区域会議の出番なのかもしれないなと思っていて、都市再生の分野でいろいろとワンストップ的な話もしていますが、手続の一括化ということ以上に、やはり一番低い基準に全体を合わせていく。すなわち規制の水準をミニマムにしていく議論というのも、かねてから言われておりますけれども、東京都をモデルにしてやっていくという話も十分にあるのではないかという気が、個人的にしていました。

○鈴木委員 区域会議を活用するということですね。

○藤原審議官 そうです。区域会議のもう1つの目的として、そういう一種の地方の規制をどうしていくかという議論はあると思います。

○鈴木委員 ちょっと検討をさせてと、私が言うのも変だな。

○原委員 それでは、よろしいですか。

○藤原審議官 よろしく申し上げます。

○原委員 どうもありがとうございました。